臓器移植等推進功労者に対する知事感謝状贈呈要領

１　趣旨

臓器移植及び造血幹細胞移植の推進や普及啓発についての功績が顕著である者（団体）に対し、感謝状を贈呈することによりその労苦に報いるとともに、移植医療関係者の士気の高揚を図り、移植医療のより一層の推進を図る。

２　贈呈者

広島県知事

３　贈呈対象者

感謝状贈呈の対象は、年齢・職業・業務従事年数を問わず臓器移植及び造血幹細胞移植推進に関して功績があり、将来にわたって移植医療推進への貢献が期待できる者（団体）とする。

４　贈呈対象者数

若干名

５　贈呈基準

別に定める贈呈基準による。

６　贈呈候補者の決定

（１）知事は、公益財団法人ひろしまドナーバンク理事長、一般社団法人広島県医師会長及び提供施設の長に対し、贈呈基準に基づく推薦を依頼する。

（２）公益財団法人ひろしまドナーバンク理事長、一般社団法人広島県医師会長及び提供施設の長の推薦に基づいて、知事（医療政策課）が審査し贈呈者（団体）を決定する。

７　推薦に必要な提出書類

（１）臓器移植等推進功労者及び団体一覧表（様式１）

（２）臓器移植等推進功労者の略歴及び功績調書（様式２、個人用）

（３）臓器移植等推進功労団体の概要及び功績調書（様式３－１、様式３－２、団体用）

８　贈呈の方法

感謝状は、厚生労働省が定める臓器移植推進月間中に、県庁内において知事が直接贈呈する。ただし、知事が直接贈呈することが困難な場合においては、これに代わる適切な方法によることができる。

附　則

この要領は、平成 10 年６月 12 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 12 年 10 月２日から施行する。

附　則

この要領は、平成 13 年９月４日から施行する。

附　則

この要領は、平成 15 年５月７日から施行し、平成 15 年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成 16 年 10 月 13 日から施行し、平成 16 年８月６日から適用する。

附　則

この要領は、平成 17 年８月 30 日から施行し、平成 17 年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成20年８月25日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成25年７月18日から施行し、平成25年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成26年７月15日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成27年７月10日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和５年７月10日から施行し、令和５年５月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年６月29日から施行し、令和８年４月１日から適用する。